



福岡医発第 163 号 (地)
平成 31 年 4 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可について

今般、警察庁交通局交通規制課長より厚生労働省医政局地域医療計画課長及び老健局振興課長・老人保健課長宛に標記の件について通知があり、同三課連名により各都道府県衛生主管部（局）・介護保険主管部（局）に事務連絡が発出されるとともに日本医師会を通じて周知依頼がありました。

訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問介護等（以下「訪問診療等」とする。）に関する駐車については、平成26年2月18日付で警察庁交通局交通規制課長から警視庁交通部長、各都道府県警察（方面）本部長等宛に発出された「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」（別添）により、「訪問診療等」において訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

本件は、この取組が未だ国民や訪問診療等に従事する医療・介護関係者に十分周知されていないとの意見・要望を踏まえ、更なる周知を図るものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会訪問診療等関係医療機関への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本制度の申請窓口は、駐車しようとする駐車禁止場所を管轄する警察署の交通課となっております。
- 2) 緊急往診等に係る駐車禁止除外指定車標章の交付申請とは制度が異なりますのでご注意ください。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

(地 385) (介 199) (法安 154)

平成 3 1 年 3 月 1 3 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 菫 敏

松 本 吉 郎

江 澤 和 彦

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、警察庁交通局交通規制課長より厚生労働省医政局地域医療計画課長、老健局振興課長・老人保健課長宛に標記の通知が発出され、同三課連名により各都道府県衛生主管部（局）・介護保険主幹部（局）に事務連絡が発出されると共に、本会に対しても周知方依頼がありました。

訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問介護等（以下「訪問診療等」と呼称）に関する駐車については、平成 26 年 2 月 18 日付で警察庁交通局交通規制課長より警視庁交通部長、各都道府県警察（方面）本部長等宛に発出された「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」により、「訪問診療等」において訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能とされております。

本件は、この取組が未だ国民や訪問診療等に従事する医療・介護関係者に十分周知されていないとの意見・要望を踏まえ、更なる周知を図るものであります。

具体的な駐車許可については、管轄する都道府県警察本部又は警察署まで照会することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平 成 3 1 年 2 月 1 4 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼）

標記について、別紙のとおり警察庁交通局交通規制課長より周知依頼がありましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴管下の関係者へ周知いただきますようお願いいたします。

平成31年2月14日

厚労省医政局地域医療計画課

事務連絡
平成31年2月14日

衛生主管部(局)
各都道府県介護保険主管部(局) 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

厚労省医政局地域医療計画課

(趣旨) アリコは国が許可する車両に使用する車両の周知について(依頼)

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について(依頼)

標記について、別紙のとおり警察庁交通局交通規制課長より周知依頼がありましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴管下の関係者へ周知いただきますようお願いいたします。

アリコは国が許可する車両に使用する車両の周知について(依頼)

アリコは国が許可する車両に使用する車両の周知について(依頼)

アリコは国が許可する車両に使用する車両の周知について(依頼)

アリコは国が許可する車両に使用する車両の周知について(依頼)

別添

平成31年2月13日

警察庁丁規発第10号

厚生労働省医政局地域医療計画課長

厚生労働省老健局振興課長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長

警察庁交通局交通規制課長

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼）

訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問介護等（以下「訪問診療等」という。）に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

また、都道府県警察においては、訪問診療等の業務の実情に鑑み、許可事務の簡素合理化を図り、申請者の負担軽減に努めているところです。

ついては、本件について、更なる周知を行うため、別紙「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可についてのご案内」により、貴課関係の医療・介護関係機関団体に対する周知への御協力をお願いいたします。

なお、標記については、警察庁交通局交通規制課より、各都道府県警察に対し、改めて周知していることを申し添えます。

原 議 保 存 期 間 1 年
(平成32年 3 月31日まで)

警視庁交通部交通総務課長
各道府県警察本部交通部長 殿

事 務 連 絡
平成 3 1 年 2 月 1 3 日
警察庁交通局交通規制課理事官

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について

これまで、各都道府県警察においては、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について」（平成26年 2 月18日付け警察庁丁規発第11号）を踏まえ、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問介護等（以下「訪問診療等」という。）に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化（以下単に「簡素合理化」という。）を図り、申請者の負担軽減に努めてきたところであるが、駐車許可制度の内容や簡素合理化に関する取組が、未だに国民や訪問診療等に従事する医療・介護関係者等へ十分に周知されていないのではないかととの意見・要望がなされているところである。

このような状況を踏まえ、警察庁においては、別添「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼）」により厚生労働省に対し、医療・介護関係機関団体への駐車許可制度及び簡素合理化の内容に関する周知を依頼したところである。

よって、こうした医療・介護関係者等から都道府県警察本部及び警察署への問合せや申請に対して適切に対応するとともに、国民に対して駐車許可制度の内容を改めて周知するため、それぞれの都道府県警察において駐車許可制度及び簡素合理化の内容について広報資料の作成・配布、ウェブサイトへの掲載等による周知を図るとともに、各警察署の駐車許可担当者への継続的な指導教養を実施し、事務処理上遺憾のないようにされたい。

本件担当

駐車・環境対策係

古井警部（800-5196）

P-WAN : P1600000GL@p-wan00.npa

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可についてのご案内

訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションや訪問介護等に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

また、こうした業務の実情に鑑み、1つの駐車許可で、一定の期間、複数の場所に対応できるよう、手続の簡素化、柔軟化を図り、申請者の負担軽減に努めております。

なお、駐車許可は、都道府県警察及び警察署ごとに、地域住民等の意見要望や地域の交通実態等に応じて行っているものであり、必ずしも全ての場合に許可が行われるわけではありません。

詳しくは、管轄する都道府県警察本部又は警察署までお問合せください。

警察庁交通局 交通規制課



原議保存期間	5年（平成31年3月31日）
有効期間	一種（平成31年3月31日）

警視庁交通部長 殿
各道府県警察（方面）本部長
（参考送付先）
各管区警察局長（総務監察・広域調整）部長

警察庁丁規発第11号
平成26年2月18日
警察庁交通局交通規制課長

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）

駐車許可制度については、「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しについて」（平成19年2月6日付け警察庁丙規発第5号、丙交指発第5号）及び「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しにおける留意点について」（平成19年2月6日付け警察庁丁規発第19号、丁交指発第11号）を参考に、各都道府県公安委員会が定める都道府県公安委員会規則等に基づき運用されているが、とりわけ訪問診療や訪問看護等（以下「訪問診療等」という。）に使用する車両の駐車許可については、「訪問診療、訪問看護等に使用する車両に対する駐車許可の取扱いについて」（平成23年1月17日付け警察庁丁規発第1号。以下「旧通達」という。）により、柔軟な対応に努めてきたところである。

一方、高齢化社会の進展に伴い、在宅での医療、介護のサービスが24時間態勢で実施されるなど、近年、訪問診療等の社会的な重要性が増す中、訪問診療等に使用する車両の駐車許可事務については、これまで以上にきめ細かな対応が求められている。

このような現状を踏まえ、都道府県警察においては、地域住民等の意見要望や地域の交通実態等に応じ、下記の事項を改めて検討し、駐車許可事務の更なる簡素合理化による申請者の負担軽減に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 基本的な考え方

道路交通法（以下「法」という。）第45条第1項ただし書の規定による駐車許可は、駐車規制の対象とされる道路の部分（法第44条の停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び同法第45条第2項の無余地となる場所を除く。）に該当する特定の場所に駐車せざるを得ない特別の事情がある場合において、当該特別の事情への配慮の必要性和駐車規制の必要性とを比較衡量し、前者が後者を上回るときに行うものであり、駐車に係る用務の態様により許可の対象が画一的に定まるものではない。

駐車許可申請の受理に際しては、申請に至る事情や用務の内容等を個別具体的に審査した上で許可の適否を判断すること。

2 対象車両

医師、歯科医師、助産師、看護師等の医療関係従事者が訪問診療等に使用する車両のほか、上記1の趣旨に照らし同様に取扱うべき車両。

3 検討事項

(1) 駐車日時の特定



駐車を許可する日時の特定については、訪問診療等の用務の性格上、申請者においてあらかじめ正確に特定することが困難な場合や緊急の訪問診療等に従事する場合があることに留意し、例えば、

- 医療機関の診療時間内（9時から17時までの間）

- 医療機関の診療時間内（9時から17時までの間）及び緊急訪問時とするなど、駐車場所付近の交通状況等を勘案した上で、柔軟な対応を図ること。

(2) 駐車場所の特定等

駐車を許可する場所の特定については、申請に係る訪問先を訪問先一覧表等の提出により特定した上で、「訪問先付近」として許可するなど、許可を受けた者が訪問先付近の交通状況等に応じて、ある程度柔軟に駐車場所を選択できるよう配慮すること。

その際、駐車許可証の裏面等に、

- 申請（許可）理由以外には使用しないこと

- 駐停車禁止場所には駐（停）車しないこと

- 法定の駐車禁止場所には駐車しないこと

- 駐車の方法に従わない駐車をしないこと

- 駐車するときは、車両の前面ガラスの見やすい箇所に、許可証であることが表示された面が前面から見やすいように掲出すること

等の遵守事項を明記し、許可条件欄には「遵守事項に従うこと」等と記載すること。

また、駐車許可証を交付する際には、遵守事項に従わない駐車は取締りの対象となり得る旨を教示するとともに、必要に応じ駐車できない場所や駐車方法を分かりやすく記載したリーフレットを作成して交付するなど、許可を受けた者が遵守事項を適切に理解できるよう措置すること。

(3) 申請書類の簡素化

ア 駐車場所及び周辺の見取図

駐車場所及び周辺の見取図については、必要以上に詳細なものを求めたり、地図に道路幅員や車両の寸法を記入させたりせず、既存の地図等に訪問先の位置が示されている書面で差し支えないこととするなど、申請者の見取図作成に係る負担軽減を図ること。

イ 病名が記載された書面

訪問先関係者の病名が記載された書面については、個人情報保護の観点から、提出を求めないこと。

ウ 添付書類及び添付部数

添付書類及び添付部数については、申請者の負担軽減の観点から、必要最小限にとどめること。

エ 訪問先を追加する場合の提出書類

許可期間内における訪問先の追加については、追加する訪問先の駐車場所及び周辺の見取図の提出のみにより対応すること。

なお、この場合、原則として新たな訪問先一覧表等の提出を求めず、追加する訪問先のみを記載した書面を既存の訪問先一覧表等に添付することで差し支えないこととするなど、追加に係る書類の簡素化を図ること。

(4) 申請手続き等の合理化

ア 許可申請の一括受理等

申請された訪問先が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合については、可能な限り、申請の受理や駐車許可証の交付・返納受理を一の警察署で一括して行うこと。

なお、この場合の審査については、訪問先を管轄する警察署が行うこととなるので、関係警察署間における連携を密にすること。

イ 緊急やむを得ない場合の申請に係る迅速な対応

夜間や緊急時の対応については、各都道府県警察において申請窓口を整備し、電話やFAXにより対応しているところであるが、「審査に時間がかかり不便である。」との意見も寄せられている。

訪問診療等に係る緊急の申請は、用務の性格上、既に許可済の申請に関し、申請した駐車日時に該当しない時間帯における緊急訪問として申し出るものであること等が予想されるため、宿直執務室に駐車許可対象一覧を備え付けるなど、緊急用務であることを踏まえた迅速な審査が行われるよう環境を整備すること。

4 その他

- (1) 上記3で示した以外の事項についても、申請者の負担軽減の観点から、関係者の意見要望や各都道府県警察の実情を踏まえつつ、より一層の簡素合理化を図ること。
- (2) 本通達に係る駐車許可事務の見直し状況については、本件担当者宛てに随時報告されたい。